

議案第 11 号

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前																		
<p>(名称及び位置) 第 2 条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第 2 条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 有料駐輪場</p> <table border="1" data-bbox="1126 592 2078 691"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋本林間田園都市駐輪場</td> <td>橋本市橋谷 999 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 無料駐輪場</p>	名称	位置	橋本林間田園都市駐輪場	橋本市橋谷 999 番地														
名称	位置																		
橋本林間田園都市駐輪場	橋本市橋谷 999 番地																		
<table border="1" data-bbox="159 730 1106 916"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀見峠駐輪場</td> <td>橋本市矢倉脇 230 番 1</td> </tr> <tr> <td>橋本林間田園都市駐輪場</td> <td>橋本市橋谷 999 番地</td> </tr> <tr> <td>御幸辻駐輪場</td> <td>橋本市御幸辻 465 番 3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	紀見峠駐輪場	橋本市矢倉脇 230 番 1	橋本林間田園都市駐輪場	橋本市橋谷 999 番地	御幸辻駐輪場	橋本市御幸辻 465 番 3	略	略	<table border="1" data-bbox="1126 730 2078 916"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀見峠駐輪場</td> <td>橋本市矢倉脇 230 番 1</td> </tr> <tr> <td>御幸辻駐輪場</td> <td>橋本市御幸辻 465 番 3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	紀見峠駐輪場	橋本市矢倉脇 230 番 1	御幸辻駐輪場	橋本市御幸辻 465 番 3	略	略
名称	位置																		
紀見峠駐輪場	橋本市矢倉脇 230 番 1																		
橋本林間田園都市駐輪場	橋本市橋谷 999 番地																		
御幸辻駐輪場	橋本市御幸辻 465 番 3																		
略	略																		
名称	位置																		
紀見峠駐輪場	橋本市矢倉脇 230 番 1																		
御幸辻駐輪場	橋本市御幸辻 465 番 3																		
略	略																		
<p>(行為の禁止) 第 6 条 略</p>	<p>(有料駐輪場の供用時間) 第 6 条 有料駐輪場の供用日は、<u>通年とし、供用時間は、24 時間とする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。</u> 第 7 条 削除 (行為の禁止) 第 8 条 略 (利用の許可) 第 9 条 有料駐輪場を利用しようとする者は、<u>市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u> 2 <u>市長は、前項の許可に当たり、有料駐輪場の管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p>																		

	<p><u>(利用の許可の基準)</u></p> <p><u>第 10 条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 有料駐輪場の施設等を破損するおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、有料駐輪場の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p><u>第 11 条 市長は、第 9 条の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 許可を受けた利用の目的に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 天災地変その他やむをえない事由により必要があると認められるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、有料駐輪場の管理上特に必要があると認められるとき。</u></p> <p><u>(有料駐輪場の使用料)</u></p> <p><u>第 12 条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を有料駐輪場の使用料(以下「使用料」という。)として市長に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用者は、駐車した日を超えて一時利用する場合は、前項の規定により算出した 1 回分の一時利用の使用料の額に、超える日ごとに 1 回分の当該額を加算した額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第 13 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p>
--	---

	<p><u>第 14 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第 15 条 有料駐輪場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により有料駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料駐輪場の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定により有料駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 9 条から第 11 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第 1 項の規定により有料駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が有料駐輪場の管理を行うこととされた期間前にされた第 9 条第 1 項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</u></p> <p><u>5 第 1 項の規定により有料駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が有料駐輪場の管理を行うこととされた期間前にされた第 9 条第 1 項(第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p><u>第 16 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 有料駐輪場の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 有料駐輪場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</u></p> <p><u>(3) 有料駐輪場の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(利用料金制)</u></p>
--	---

<p>(損害賠償) 第7条 略 (委任) 第8条 略</p>	<p>第17条 第12条の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により、有料駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により納付された利用料金を、法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>3 利用料金の額は、第12条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、有料駐輪場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。 (原状回復義務)</p> <p>第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。 (損害賠償) 第19条 略 (委任) 第20条 略</p>
--	--

別表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。